

労働基準関係法令違反に係る公表事案

岩手労働局

最終更新日：令和4年9月16日

企業・事業場名称	所在地	公表日	違反法条	事案概要	
佐々木林業土木（株）	岩手県遠野市	R3.9.3	労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則第477条	伐倒作業を行う際に、あらかじめ、退避する場所を選定させなかったもの	R3.9.3送検
（有）なめしだや給油所	岩手県奥州市	R3.9.14	労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則第519条	高さ2メートル以上の箇所で作業を行わせる際に、墜落防止措置を講じていなかったもの	R3.9.14送検
（有）丸義工務所	岩手県盛岡市	R4.1.6	労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則第518条	高さ2メートル以上の箇所で作業を行わせる際に、墜落防止措置を講じていなかったもの	R4.1.6送検
黒武工業（株）	岩手県宮古市	R4.2.16	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第151条の3	車両系荷役運搬機械を用いて作業を行わせる際に、あらかじめ作業計画を定めていなかったもの	R4.2.16送検
小向組（株）	岩手県岩泉町	R4.8.8	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第158条	車両系建設機械を用いて作業を行うに当たり、接触することにより労働者に危険が生ずるおそれのある箇所に労働者を立ち入らせたもの	R4.8.8送検
浅喜造園	岩手県盛岡市	R4.9.16	労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則第518条	高さ2メートル以上の箇所で作業を行わせる際に、墜落防止措置を講じていなかったもの	R4.9.16送検
（株）トータルシステム	岩手県奥州市	R4.9.16	労働基準法第32条 労働基準法第101条	36協定で定めた延長時間を超えて時間外労働を行わせ、また、労働基準監督官に対し虚偽の報告を行ったもの	R4.9.16送検